明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○投資信託財産の計算に関する規則及び投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一三）　二
〔規　則〕
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―三〇―一〇八）　五
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三七）　六
○国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する告示（財務五二）　七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（厚生労働三一）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（同三二）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準等の一部を改正する件（農林水産三二二）　三
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録に関する件（国土交通九七）　一四
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録事項変更に関する件（同九八）　一六
○福江空港の施設について告示した事項に変更があった件（同九九）　二〇
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・舶用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同一〇〇）　二三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同一〇一）　二四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同一〇二）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき宿泊分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（同一〇三）　三三
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二）　三四

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

国家試験

令和六年度衆議院事務局職員採用試験公告（衆議院事務局）　二四
二千二十四年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）公告（人事院）　二六
二千二十四年度皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）公告（同）　二九
二千二十四年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告（同）　三一
二千二十四年度財務専門官採用試験公告（同）　三三
二千二十四年度国税専門官採用試験公告（同）　三三
二千二十四年度食品衛生監視員採用試験公告（同）　三四
二千二十四年度労働基準監督官採用試験公告（同）　三五
二千二十四年度航空管制官採用試験公告（同）　三六
二千二十四年度海上保安官採用試験公告（同）　三七
二千二十四年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告（同）　三八
二千二十四年度外務省専門職員採用試験公告（外務省）　三九

〔公　告〕

諸事項

**官庁**
製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　四〇
**裁判所**
破産、免責、再生関係　四一
**地方公共団体**
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　五五
**会社その他**
**会社決算公告**　七七

# 府令

**○内閣府令第十三号**

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百二十九条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、投資信託財産の計算に関する規則及び投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

投資信託財産の計算に関する規則及び投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

**第一条**　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （貸借対照表に関する注記）<br>**第五十五条の六**　貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。<br>［一～十　略］<br>十一　当該計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額（計算期間中に受益証券の基準価額をもって委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款に表示のある委託者指図型投資信託（その受益証券の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募により行われるものを除く。）にあっては、当該一単位当たりの純資産の額と当該基準価額の算定の方法により算定した当該一単位当たりの純資産の額との間に差異がある場合における当該純資産の額及び当該差異の理由を含む。）<br>（運用報告書の表示事項等）<br>**第五十八条**　法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。<br>［一～二十二　略］<br>二十三　投資信託委託会社が第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）又は第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。）を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額<br>［二十四～二十九　略］<br>［2～7　略］<br>（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）<br>**第六十二条**　第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | （貸借対照表に関する注記）<br>**第五十五条の六**　［同上］<br>［一～十　同上］<br>十一　当該計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額<br>（運用報告書の表示事項等）<br>**第五十八条**　［同上］<br>［一～二十二　同上］<br>二十三　投資信託委託会社が第一種金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）又は第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。）を行っている場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた売買委託手数料の総額<br>［二十四～二十九　同上］<br>［2～7　同上］<br>（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）<br>**第六十二条**　第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条（同条第一項第二号を除く。）までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 |

**第二条**　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （定義）<br>**第二条**　この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。<br>2　［略］<br>（一口当たり情報に関する注記）<br>**第六十八条**　一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。<br>一　当該営業期間末日における一口当たりの純資産額（投資主の請求により投資証券の基準価額をもって投資口の払戻しをする旨規約に定めがある投資法人（その投資証券の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募により行われるものを除く。）にあっては、当該一口当たりの純資産額と当該基準価額の算定の方法により算定した当該一口当たりの純資産額との間に差異がある場合における当該純資産額及び当該差異の理由を含む。）<br>［二・三　略］ | （定義）<br>**第二条**　この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。<br>2　［同上］<br>（一口当たり情報に関する注記）<br>**第六十八条**　［同上］<br>一　当該営業期間末日における一口当たりの純資産額<br>［二・三　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | 備考　表中の［　］の記載は注記である。 |

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | 一部解約 |
| 第五十五条の六第六号 | | 解約 |
| 第五十五条の六第十一号 | | |
| ［略］ | | |

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［項を加える。］ |
| 第五十五条の六第六号 | | |
| ［同上］ | | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、公布の日から施行する。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則第五十五条の六第十一号（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した計算期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　第二条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第六十八条第一号の規定は、施行日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、施行日前に開始した営業期間に係る計算書類については、なお従前の例による。

# 規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年二月十五日

人事院総裁　川本　裕子

**人事院規則九―三〇―一〇八**

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （災害応急作業等手当）<br>**第十九条**　災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。<br>一・二　（略）<br>三　異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業<br>四　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業<br>五　（略）<br>2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）とする。<br>一～五　（略） | （災害応急作業等手当）<br>**第十九条**　災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。<br>一・二　（略）<br>三　異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるもの<br>四　異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるもの<br>五　（略）<br>2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。<br>一～五　（略） |
| 3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。<br>一　第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合　前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額<br>二　第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合　前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額<br>三　第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合　前項に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額<br>四　第一項第四号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第四号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合　前項に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額 | 3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第一号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するときにあつては、第三号に定める額を同項の手当の額とする。<br>一　第一項第一号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合　前項第一号又は第五号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額<br>二　第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合　前項第三号又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額<br>三　第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合　前項第一号から第三号まで又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額<br>（新設） |

**附　則**

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（人事院規則九―一二九の一部改正）

2　人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （災害応急作業等手当の特例）<br>**第二条**　（略）<br>**第三条**　職員が東日本大震災に対処するため規則九―三〇第十九条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項に定める額の百分の百に相当する額を加算した額とする。<br>（災害応急作業等手当の特例）<br>**第五条**　（略）<br>**第六条**　職員が特定大規模災害に対処するため規則九―三〇第十九条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事院が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額とする。 | （災害応急作業等手当の特例）<br>**第二条**　（略）<br>**第三条**　規則九―三〇第十九条第一項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項各号（第二号を除く。）に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項各号（第二号を除く。）に定められた額の百分の百に相当する額を加算した額とする。<br>（災害応急作業等手当の特例）<br>**第五条**　（略）<br>**第六条**　規則九―三〇第十九条第一項に規定する職員が特定大規模災害に対処するため同項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事院が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第二項各号に定められた額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額とする。 |